

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収の手引

目 次

特別徴収事務の取り扱い	P-1
提出書類早見表	P-4
各種様式のダウンロード	P-5
各種様式の記入方法	P-6
給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	P-11
普通徴収から特別徴収への切替依頼書	P-12
特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書	P-13
指定通知書	P-14

お 願 い

特別徴収対象者や事業所の所在地・名称等に異動があった場合は、届出書の提出が必要です。

また、令和7年1月1日から4月30日までの間の退職者に未徴収税額がある場合は、原則一括徴収することが義務付けられています。詳しくは、P1 をご覧ください。

(届出書の用紙は、P11 以降にあります。)

阿賀野市 イメージキャラクター

「ごずっちょ」



阿賀野市総務部税務課市民税係

〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町10番15号

TEL 0250-62-2510(内線2664~2666) FAX 0250-62-2521

特 別 徴 収 義 務 者 指 定 書

地方税法第 321 条の 4 第 1 項及び阿賀野市税条例第 45 条の規定により、貴事業所を市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収義務者に指定します。

また、地方税法第 41 条、第 319 条及び第 321 条の 4 第 1 項並びに阿賀野市税条例第 45 条の規定により、令和 6 年度市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を別添のとおり通知しますので、6 月から翌年 5 月までの給与支払いの際に月割額を毎月徴収し、徴収した月の翌月 10 日(休日の場合は翌日、土曜の場合は翌々日)までに下記金融機関のいずれかへ同封の納入書により納入してください。なお、今年度定額減税が適用される方は、6 月は徴収せず、7 月から徴収となります。

その際、給与所得者に退職・転勤等の異動があった場合は、P11「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を市に提出してください。

令和 6 年 5 月 15 日

阿賀野市長

納入場所

阿賀野市指定金融機関 ・ 阿賀野市指定代理金融機関 ・ 阿賀野市収納代理金融機関
(下記金融機関の日本国内の全店舗)

第 四 北 越 銀 行	／	大 光 銀 行
は ば た き 信 用 組 合	／	加 茂 信 用 金 庫
新 潟 県 労 働 金 庫	／	ゆうちょ銀行・郵便局 (※)
新 潟 か が や き 農 業 協 同 組 合		

(※)新潟県及び長野県以外のゆうちょ銀行・郵便局窓口で当市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額を納入する際は、P14「指定通知書」に納入するゆうちょ銀行名又は郵便局名を記入し、第1回分を納入するときにその郵便局へ提出してください。

阿賀野市の市町村コード : 152234

特別徴収事務の取り扱い

【特別徴収】

前年中に給与所得(俸給・給料・賃金・歳費・賞与等)を有し、かつ 4 月 1 日現在において引き続き給与を受けている納税義務者の市民税、県民税及び森林環境税は、給与支払者が徴収し納入することが法律で定められています。(地方税法第 319 条、第 321 条の 3)

納税義務者に対して給与の支払いをしている者で、所得税法第 183 条の規定によって給与の支払いをする際、所得税を源泉徴収して納付する義務のある者が「特別徴収義務者」として指定されます。(法第 321 条の 4)

1 税額の通知

特別徴収税額の決定通知書とあわせて納税義務者への通知書を送付しますので、5 月 31 日までに各納税義務者に配付してください。(法第 321 条の 4)

2 月割額の徴収および納入

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に各納税義務者の月割額が算出されています。6 月に支払う給与から翌年 5 月まで(6 月以降に税額通知を受け取った場合は、通知に記載のある月から翌年 5 月まで)、毎月徴収してください。なお、今年度定額減税が適用される方は、6 月は徴収せず、7 月から徴収となります。

各納税義務者から徴収した月割額の合計額は、徴収月の翌月 10 日までに納入書により金融機関等で納入してください。翌月 10 日が土曜・日曜・祝日等の場合は、その翌開庁日が納入期限となります。(法第 321 条の 5)

通知済みの納入金額に訂正がある場合は、P6「特別徴収納入書の訂正」を参照のうえ、納入書の合計額の欄に訂正後の金額を記入して使用してください。

納入書不要の申し出があった特別徴収義務者に対しては、納入書の送付を省略しています。納入書が必要な場合は、お手数でも連絡してください。

3 給与所得者異動届書の提出

給与所得者が給与の支払いを受けなくなった場合は、P11「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を速やかに提出してください。

提出が遅れると、納税義務者の不利益となる場合がありますので注意してください。(法第 321 条の 5、第 321 条の 7)

▼納税義務者が退職・休職・長欠・死亡などの異動により給与の支払いを受けなくなった場合、翌月以降の月割額について特別徴収義務はありませんので、異動届出書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

なお、1 月 1 日から 4 月 30 日までの間の退職者で未徴収税額がある場合は、原則一括徴収することが義務付けられています。

▼納税義務者の異動により特別徴収ができなくなった場合は、未徴収税額を普通徴収に切り替えて納税義務者宛てに「納税通知書」を送付しますので、その旨を納税義務者本人に説明してください。

また、6 月 1 日から 12 月 31 日までの間に納税義務者が退職し、特別徴収の方法で未徴収税額徴収の申し出があった場合は、翌年 5 月 31 日までの間に支払われるべき給与又は退職手当の支払いをする際に、当該年度の税額を一括徴収して納入してください。

▼納税義務者の転勤により特別徴収できなくなった場合は、転勤等による特別徴収異動届出書として P11「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、転勤先の事業所を経由して提出してください。

▼年の途中で給与所得者を普通徴収から特別徴収へ切り替える場合は、P12「市民税・県民税・森林環境税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書」を提出してください。

納期限を経過した普通徴収税額は、特別徴収税額に切り替えることができません。

▼特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合は、P13「特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書」を提出してください。

各種様式は阿賀野市のホームページからダウンロードできますので利用してください。詳しくは、P5 をご覧ください。

自宅やオフィスから、複数の地方公共団体へ電子で一括手続きが可能です。詳しくは、P3 下部をご覧ください。

4 給与所得以外の所得がある場合

納税義務者に給与所得以外の所得がある場合は、原則として給与所得と合算して特別徴収の方法により納入します。

納税義務者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部または一部を普通徴収の方法により徴収されたい旨の申し出があった場合は、普通徴収の方法により納付することができます。(法第 321 条の 3)

5 特別徴収税額の変更

市が税額に誤りがあることを発見した場合やその他変更する必要性が生じた場合は、特別徴収税額を変更して「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」を送付します。納税義務者用の通知書は必ず納税義務者に配布し、以後は変更後の月割額を徴収してください。

変更の結果、納入済の特別徴収税額に過誤納金が発生する場合は、別途連絡します。(法第 321 条の 6)

6 特別徴収税額の納期の特例

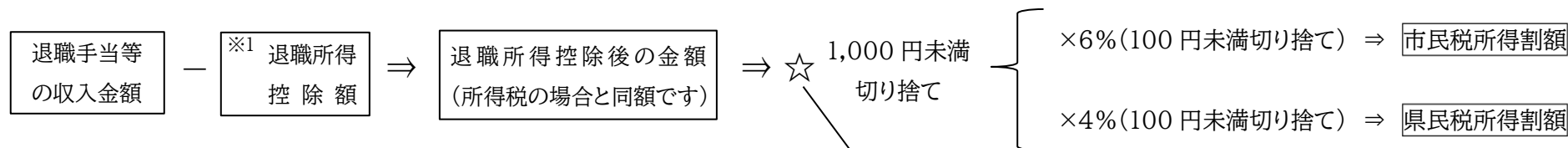
給与の支払を受ける者が常時 10 人未満の場合、阿賀野市長の承認を受けたうえで、6 月から 11 月まで及び 12 月から翌年 5 月までの各期間に支払った給与について、徴収した特別徴収税額を当該各期間に属する最終月の翌月 10 日までに納入することができます。(法第 321 条の 5 の 2)

7 退職所得に対する特別徴収

退職手当等を支払う際に、特別徴収義務者が退職手当に係る市民税・県民税を計算し、支払金額から市民税・県民税を徴収して翌月 10 日までに申告納入してください。同封の納入書の退職所得分の欄に税額を記入し、給与分と併せて納入してください。

また、納入書裏面が納入申告書になっていますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。(法第 328 条の 5)

【退職所得に対する市・県民税の基本的な計算方法】



※1 退職所得控除額

ア 勤続年数が 20 年以下の場合

40 万円 $\times$ 勤続年数

イ 勤続年数が 20 年を超える場合

800 万円 $+$ 70 万円 $\times$ (勤続年数 $-$ 20 年)

ウ 退職手当等の支払いを受ける者が障がい者となったことにより、退職したと認められる場合

ア及びイにより計算した金額に 100 万円を加えた金額

	勤続年数	退職所得控除後の金額	
		300 万円以下の部分	300 万円超の部分
従業員	5 年以下	1/2 にする	1/2 にしない (令和 4 年から適用)
	5 年超		1/2 にする
特定役員	5 年以下	1/2 にしない(平成 25 年から適用)	
	5 年超	1/2 にする	

(注) 上記より計算した退職所得控除額が 80 万円未満の場合には、80 万円となります。
勤続年数に 1 年未満の端数がある場合、その端数は 1 年切り上げて計算します。

8 電子による手続き

eLTAX の利用が便利です！
eLTAXは、地方税における手続きについて、インターネットから電子的に行うシステムです。

メリット

- ・自宅やオフィスから給与支払報告書や退職者の異動届出書を一括提出できます。特別徴収に係る本税等を納入できます。
- ・複数の地方公共団体等へ一括手続きができます。
- ・各地方公共団体指定外の多くの金融機関を利用できます。
- ・eLTAXは無料で利用できます。(※)

(※) eLTAXの利用に当たり、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備していただく必要があります。これらの準備には、費用が掛かる場合があります。



利用可能な手続き

- ・給与支払報告書の提出
- ・給与所得者異動届出
- ・普通徴収から特別徴収への切替申請
- ・所在地・名称等変更届出
- ・法人設立届出、異動届出
- ・申告手続きに関連した納付手続き など

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

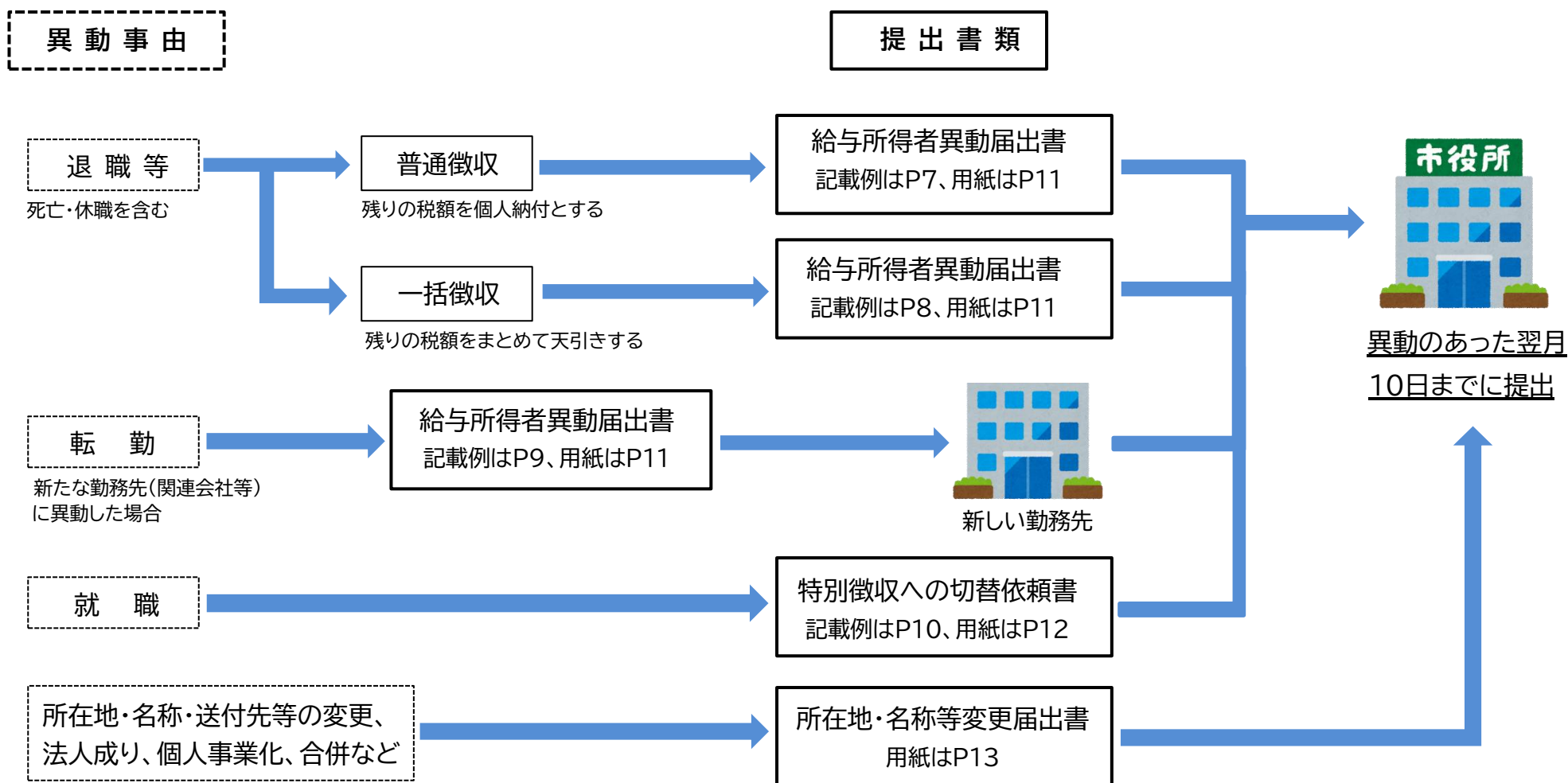
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



提出書類早見表

各種様式は阿賀野市のホームページからダウンロードできますので利用してください。

自宅やオフィスから複数の地方公共団体へ、電子データで一括手続きが可能です。詳しくは、P3 下部をご覧ください。



各種様式のダウンロード

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収に関する様式は、阿賀野市のホームページからダウンロードできます！

- ① 「阿賀野市」で検索、もしくは URL に「<https://www.city.agano.niigata.jp/>」を入力し、阿賀野市ホームページの下図のトップページを開く。
- ② 「ページ ID 検索」に「2735」を入力して検索。
- ③ 「給与所得者に係る特別徴収事務」のページから、各種様式をダウンロードしてください。



○退職所得分の納入申告書

- ・市から送付している通常の納入書の裏面を利用することができます。
- ・新たに印刷する場合は、「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収納入書」を印刷し、下部を利用してください。

○ページ ID 検索以外の検索方法

「キーワードから探す」に「特別徴収」を入力して検索。

「給与所得者に係る特別徴収事務」をクリックし、各種様式をダウンロードしてください。

※ 各申請・届け出は、eLTAX(エルタックス)を利用して電子データでも提出できます。
詳しくは、P3をご覧ください。

各種様式の記入方法

特別徴収納入書の訂正

転勤・退職・税額変更等により、納入すべき金額が「納入金額(1)」と異なる場合

印字されている金額を
横線で抹消してください

納入すべき金額を「給与分」と
「合計額」欄に記入してください
(「¥」は記入しないでください)

3枚とも同様に訂正してく
ださい

新潟県阿賀野市 市民税・県民税
森林環境税 領収証書 ㊤

市区町村コード				口座番号				加入者名					
1	5	2	2	3	4	00690-9-960022				阿賀野市会計管理者			
令和6年8月分				指定番号				納入金額(1)					
				12345678				312,200 円					
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。								給与分 一括徴収 分を含む		億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□3200000			
								納入 退 職 所 得 分		□□□□□□□□			
								延 滞 金		□□□□□□□□			
								督 促 手 数 料		□□□□□□□□			
納期限		令和6年9月 10日		(2)		合 計 額		□□□3200000					
(特別徴収義務者)								領 収 日 付 印					
住所 所在地 氏名 名称				〒959-2025 新潟県阿賀野市岡山町○番○号 株式会社 ○△□									

阿賀野市 市民税・県民税
森林環境税 領収証書 ㊤

市区町村コード				口座番号				加入者名					
1	5	2	2	3	4	00690-9-960022				阿賀野市会計管理者			
令和6年8月分				指定番号				納入金額(1)					
				12345678				312,200 円					
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。								給与分 一括徴収 分を含む		億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□3200000			
								納入 退 職 所 得 分		□□□□□□□□			
								延 滞 金		□□□□□□□□			
								督 促 手 数 料		□□□□□□□□			
納期限		令和6年9月 10日		(2)		合 計 額		□□□3200000					
※日計								口 円					
(特別徴収義務者)								領 収 日 付 印					
住所 所在地 氏名 名称				〒959-2025 新潟県阿賀野市岡山町○番○号 株式会社 ○△□									

新潟県阿賀野市 市民税・県民税
森林環境税 納入済通知書 ㊤

市区町村コード				口座番号				加入者名					
1	5	2	2	3	4	00690-9-960022				阿賀野市会計管理者			
令和6年8月分				指定番号				納入金額(1)					
				12345678				312,200 円					
152234								給与分 一括徴収 分を含む		億 千 百 十 万 千 百 十 円 □□□3200000			
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。								納入 退 職 所 得 分		□□□□□□□□			
								延 滞 金		□□□□□□□□			
								督 促 手 数 料		□□□□□□□□			
								合 計 額		□□□3200000			
納期限		令和6年9月 10日		(2)		合 計 額		□□□3200000					
取りまとめ局 長野貯金事務センター								領 収 日 付 印					
(特別徴収義務者)								領 収 日 付 印					
住所 所在地 氏名 名称				〒959-2025 新潟県阿賀野市岡山町○番○号 株式会社 ○△□				納					

(注)退職一括徴収分は「給与分」に含めて記入してください。「退職所得分」には記入しないようお願いします。

普通徴収(残りの税額を個人が納める場合)

(記載例) 従業員が8月に退職するため、8月まで特別徴収し、
残りの税額を 普通徴収に切り替える場合

退職等に伴い、特別徴収ができない残りの税額を個人で納付する方法(普通徴収)に切り替えます。P11「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、市に提出してください。

後日従業員宛てに「市民税・県民税・森林環境税 税額決定兼変更通知書(納税通知書)」が送付されますので、今後は個人で納付するよう、退職時に説明してください。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

阿賀野市長 様		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地		〒 012-3456		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
フリガナ			カブシキガイシャ マルバツショウジ		特別徴収義務者 指 定 番 号		1 2 3 4 5 6 7 8		
氏名又は名称			株式会社 ○×商事 代表取締役 阿賀野 太郎		宛 名 番 号		9 8 7 6 5 4 3 2		
法人番号					担当者 連絡先		課・係 氏 名		
提出年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日								総務課 人事係 阿賀野 花子	
								電 話 0250 (62) 0000	
給与所得者	フリガナ	アガノ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額 の 徴 収 方 法
	氏 名	阿賀野 一郎			6 月 から	9 月 から	R 6 年	1 1. 退 職 欠 勤 働 亡 期 散 他	3 1. 特別徴収継続
	生 年 月 日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日			8 月 まで	5 月 まで	8 月	右から 番号を 記入	右から 番号を 記入
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		140,000	35,600	104,400	31 日	(事由)	2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)
	1月1日現在の住所	阿賀野市○○町○番○号							
異動後の住所	○○県××市△△町2-1								

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 納入するよう連絡済みです。	
(新しい勤務先) 特別徴収義務者 指 定 番 号	〒	法人番号	番号
所 在 地			
フリガナ			
氏名又は名称			
2. 一括徴収の場合		一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で ます。	
理 由	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	
3. 普通徴収の場合		※市記入欄	
理 由	右から 番号を 記入	G	
1. 異動が令和 6 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため			
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
3. 死亡による退職のため			

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の
決定(変更)通知書を確認し、記入してください。

(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

↑
普通徴収税額

異動届出書を受理した後、
市から送付するもの

【事業所宛て】

◎給与所得等に係る
市民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の変更通知書
(特別徴収義務者用)

◎納入書

※異動届出書の提出時期に
より、納期限までに訂正し
た納入書が届かない場合
があります。その場合は、
お手元の納入書の金額を
訂正して使用してくださ
い。訂正方法はP6を参照
してください。

【個人宛て】

※未徴収税額がある場合のみ

◎市民税・県民税・森林環境税
税額決定兼変更通知書
(納税義務者用)

一括徴収(残りの税額を退職時の給与等からまとめて特別徴収する場合)

(記載例) 従業員が8月に退職するため、8月まで特別徴収し、残りの税額を9月分まとめて特別徴収(一括徴収)する場合

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

阿賀野市長 様		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 012-3456 〇〇県××市△△町2-3		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
フリガナ			カブシキガイシャ マルバツショウジ		特別徴収義務者 指定番号	1 2 3 4 5 6 7 8	
氏名又は名称			株式会社 ○×商事 代表取締役 阿賀野 太郎		宛名番号	9 8 7 6 5 4 3 2	
法人番号			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		担当者 連絡先	課・係氏名 総務課 人事係 阿賀野 花子	
提出年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日						電話 0250 (62) 0000	
給与所得者	フリガナ	アガノ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
	氏名	阿賀野 一郎			6 月 8 月 まで	9 月 5 月 まで	R 6 年 8 月 31 日
	生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日		140,000			
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					
	1月1日現在の住所	阿賀野市〇〇町〇番〇号					
異動後の住所	〇〇県××市△△町2-1			35,600	104,400		
						異動の事由	
						1. 退職・欠勤 2. 転職・死亡 3. 死 4. 休職・欠勤 5. 支払不 6. 合併・解散 7. その他 (事由)	
						異動後の未徴収税額の徴収方法	
						2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (普通徴収本人納付)	

(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
↑
一括徴収予定額(納入額と同額)

一括徴収の番号「2」と記入し、下の口の中に一括徴収した税額をまとめて納入する月を記入してください。

2. 一括徴収の場合		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
理由	1. 異動が令和 6 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	9 月 20 日		104,400 円	9 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合		※市記入欄	L	G
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職のため			

異動届出書を受理した後、市から送付するもの

【事業所宛て】

○給与所得等に係る
市民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の変更通知書
(特別徴収義務者用)

○納入書

※まとめて特別徴収(一括徴収)した税額は、他の在職者の月割額と合計して納入してください。
※異動届出書の提出時期により、納期限までに訂正した納入書が届かない場合があります。その場合は、お手元の納入書の金額を訂正して使用してください。訂正方法はP6を参照してください。

【個人宛て】

一括徴収で納入となるため、個人宛ての通知等の送付はありません。

転勤等(転勤先で引き続き特別徴収する場合)

(記載例) 従業員が8月末に関連会社へ転勤し、9月から転勤先で特別徴収する場合

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

転勤前の事業所は、この太枠内に必要事項を記入のうえ、転勤先へ送付してください。
※転勤前の事業所では「個人番号」は記載しないでください。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。															1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度											
転勤前の事業所は、この太枠内に必要事項を記入のうえ、転勤先に送付してください。 ※転勤前の事業所では「個人番号」は記載しないでください。															0 1 2 - 3 4 5 6			特別徴収義務者 指 定 番 号		1 2 3 4 5 6 7 8						
															〇〇県××市△△町２－３			宛 名 番 号		9 8 7 6 5 4 3 2						
															ブシキガイシャ マルバツショウジ			担当者 連絡先		課・係氏 名		総務課 人事係 阿賀野 花子				
															株式会社 ○×商事 代表取締役 阿賀野 太郎											
															電 話		0 2 5 0 (62) 0 0 0 0									

給 与 所 得 者	フリガナ	アガノ イチロウ 阿賀野 一郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏 名							
	生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日		6 月から	9 月から	R 6 年	2	1. 特別徴収継続
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	140,000	8 月まで	5 月まで	8 月	右から番号を記入	2. 一括徴収
	1月1日現在の住所	阿賀野市〇〇町〇番〇号		35,600 円	104,400 円	31 日	支 払 不 定期 散 他 の (事由)	3. 普通徴収 (本人納付)
	異動後の住所	〇〇県××市△△町２－１						

1. 特別徴収継続の場合																		新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を			
（新しい勤務先） （特別徴収義務者）	特別徴収義務者 指 定 番 号	2 3 4 5 6 7 8		新規		法人番号	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	9	月分(翌月10日納入期限分)から		
	所 在 地	〒 098-7654 〇〇県××市△△町2-3							担当者 連絡先	課・係 氏 名	庶務課 給与担当 新潟 次郎		徴収し、納入するよう連絡済みです。					受給者番号		0001	
	フリガナ	マルバツフドンサン カブシキガイシャ											納入書の の要否		1		右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要		
	氏名又は名称	〇×不動産 株式会社 代表取締役 新潟 一郎											電話		025 (222) 000						

2. 一括徴収の場合		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理由	☐ 右から 番号を 記入 1. 異動が令和 2. 異動が令和	転勤先の事業所は、「1.特別徴収継続の場合」に必要 事項及び給与所得者の個人番号を記入のうえ、市に	

3. 普通徴収の場合		※市記入欄	L	G
理由	右から番号を記入 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職のため			

転勤等に伴い、給与支払者(特別徴収義務者)が変更になる(転勤先で特別徴収が継続される)場合、転勤前の事業所は、P11「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、転勤先の事業所に送付してください。

転勤先の事業所は、中段「1.特別徴収継続の場合」の必要事項及び給与所得者の個人番号を追加記入のうえ、市に提出してください。

異動届出書を受理した後、
市から送付するもの

【事業所宛て】

○給与所得等に係る
市民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の変更通知書
(特別徴収義務者用)

○給与所得等に係る
市民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の変更通知書
(納税義務者用)
※転勤先事業所のみ

○納入書
※異動届出書の提出時期により、納期限までに訂正した納入書が届かない場合があります。その場合は、お手元の納入書の金額を訂正して使用してください。訂正方法はP6を参照してください。

就職等(新たに特別徴収する場合)

(記載例) 8月に入社した従業員の市民税・県民税・森林環境税を、
9月分(10月10日納期限)から特別徴収に切り替える場合

新たに就職・休職明け等で、従業員の市民税・県民税・森林環境税を特別
徴収に切り替える場合は、P12「市民税・県民税・森林環境税 普通徴収か
ら特別徴収への切替依頼書」に必要事項を記入のうえ、市に提出してくだ
さい。

なお、普通徴収(個人納付)の納期限が過ぎたものについては、特別徴収
に切り替えることができません。

市民税・県民税・森林環境税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書

◎普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収への切り替えができませんので、ご注意ください。

阿賀野市長 様		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 012-3456 〇〇県××市△△町2-3	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
提出年月日	フリガナ		カブシキガイシャ マルバツショウジ	特別徴収義務者 指定番号	1 2 3 4 5 6 7 8	
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	氏名又は名称		株式会社 ○×商事 代表取締役 阿賀野 太郎	担当者 連絡先	課・係 氏名	総務課 人事係 阿賀野 花子
	法人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	電 話	0250 (62) 0000	

特別徴収に切り替える者の氏名・生年月日・住所		特別徴収開始月	通知書番号及び 普通徴収納付済額	受給者 番号	0001	
フリガナ	アガノ イチロウ	令和 6 年 9 月分 (10月10日納期限分) から徴収し、納入します。	通知書 番号	9 月 10 日までに 税 額 連 絡 希 望		
氏 名	阿賀野 一郎		普通徴収の未納付分 13,200円			
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日		【1・2・3・4】期分以降を 特別徴収する。	市 記入欄	口座振替該当	有・無
住 所	阿賀野市〇〇町〇番〇号			L	G	

特別徴収に切り替える者の氏名・生年月日・住所		特別徴収開始月	通知書番号及び 普通徴収納付済額
フリガナ			
氏 名			
生年月日	昭和・平成		
住 所			

特別徴収の給与事務を開始する月を
記入してください。

通知書番号や普通徴収の未納付額については、従業員が持っている納
税通知書等を確認のうえ、記入してください。
(納税通知書の発送前等で確認がとれない場合は、記載省略できます)

※従業員が持っている納付書を預ることができる場合は、一緒に提出し
てください。
※納税通知書(ホチキス止めされているもの)は、従業員が保管するよう
伝えてください。

特別徴収に切り替える者の氏名・生年月日・住所		特別徴収開始月	通知書番号及び 普通徴収納付済額
フリガナ			
氏 名			
生年月日	昭和・平成		
住 所			

異動届出書を受理した後、
市から送付するもの

【事業所宛て】

○給与所得等に係る
市民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の変更通知書
(特別徴収義務者用)

○給与所得等に係る
市民税・県民税・森林環境税
特別徴収税額の変更通知書
(納税義務者用)
※従業員に渡してください。

○納入書
※異動届出書の提出時期によ
り、納期限までに訂正した納
入書が届かない場合があり
ます。その場合は、お手元の
納入書の金額を訂正して使
用してください。訂正方法は
P6を参照してください。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

阿賀野市長 様		(特別徴収義務者 給与支払義務者)	所在地		〒										1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
			フリガナ												特別徴収義務者 指定番号		
提出年月日 令和 年 月 日			氏名又は名称												担当者 連絡先	課・係 氏名	
法人番号																電話	
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)ー(イ)	異動日 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収税額 の徴収方法
	氏名																
	生年月日	昭和・平成 年 月 日											月 から	月 から	年	1. 退職・欠勤 2. 転職 3. 死亡 4. 支払不 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 (事由) 右から 番号を 記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) 右から 番号を 記入
	個人番号												月 まで	月 まで	月		
	1月1日 現在の住所																
異動後の住所											円	円	円	日			

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 円を				
(新しい 特別徴収 義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規										法人番号			月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒										担当者 連絡先	課・係 氏名			
	フリガナ											電話			受給者番号	
	氏名又は名称													納入書 の要否	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は、		
理由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	☐ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
												月 日	円	

3. 普通徴収の場合												市 記 入 欄	L	G	
理由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職のため													

市民税・県民税・森林環境税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書

◎普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収への切り替えができませんので、ご注意ください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
特別徴収義務者 指 定 番 号					
担当者 連絡先	課・係 氏 名				
	電 話				

阿賀野市長 様	(特別徴収義務者 給与支払者)	所 在 地	〒												
		フリガナ													
		氏 名 又 は 名 称													
		法 人 番 号													
提出年月日															
令和	年	月	日												

特別徴収に切り替える者の氏名・生年月日・住所		特 別 徴 収 開 始 月	通 知 書 番 号 及 び 普 通 徴 収 納 付 済 額		受給者 番 号		
フリガナ		令和 年 月分 (月 日 納期限分)	通知書 番 号		月 日までに 税 額 連 絡 希 望		
氏 名			普通徴収の未納付分	円			
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日		【 1・2・3・4 】期分以降を 特別徴収する。	市 記 入 欄	口座振替該当	有 ・ 無	
住 所				L	G		

特別徴収に切り替える者の氏名・生年月日・住所		特 別 徴 収 開 始 月	通 知 書 番 号 及 び 普 通 徴 収 納 付 済 額		受給者 番 号		
フリガナ		令和 年 月分 (月 日 納期限分)	通知書 番 号		月 日までに 税 額 連 絡 希 望		
氏 名			普通徴収の未納付分	円			
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日		【 1・2・3・4 】期分以降を 特別徴収する。	市 記 入 欄	口座振替該当	有 ・ 無	
住 所				L	G		

特別徴収に切り替える者の氏名・生年月日・住所		特 別 徴 収 開 始 月	通 知 書 番 号 及 び 普 通 徴 収 納 付 済 額		受給者 番 号		
フリガナ		令和 年 月分 (月 日 納期限分)	通知書 番 号		月 日までに 税 額 連 絡 希 望		
氏 名			普通徴収の未納付分	円			
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日		【 1・2・3・4 】期分以降を 特別徴収する。	市 記 入 欄	口座振替該当	有 ・ 無	
住 所				L	G		

※受給者番号(各事業所管理の職員コード等)は、税額決定通知書に記載が必要な場合は記入してください。65歳以上の方の公的年金に係る税額は、給与からの特別徴収への切替はできません。

【提出先】 〒959-2092 阿賀野市役所 総務部税務課 市民税係 TEL 0250-62-2510 (内線2664～2666) FAX 0250-62-2521

- ◎ 変更があった場合は、すみやかに提出してください。
- ◎ 所在地・方書・名称には、誤読を避けるため必ずフリガナを記入してください。
- ◎ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。
- ◎ 個人事業主の場合、法人番号は記入不要です。

阿賀野市役所 総務部税務課 市民税係
TEL 0250-62-2510 (内線2664~2666)
FAX 0250-62-2521

[illegible][illegible]

お 願 い

特別徴収義務者が、新潟県及び長野県以外
のゆうちょ銀行・郵便局窓口で当市の市民税・
県民税・森林環境税 特別徴収税額を納入する
際、右の指定通知書の提出を求められる場合
があります。その際は、通知書に納入するゆう
ちょ銀行名又は郵便局名を記入し、第1回分を
納入するときにその郵便局へ提出してください。

切
り
取
り
線

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 店 様

_____ 郵便局 様

新潟県阿賀野市長

指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、当市の市
民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の取扱局に指定しまし
たので通知します。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 口座番号 | 00690-9-960022 |
| 2. 加入者名称 | 阿賀野市会計管理者 |
| 3. 取りまとめ局 | 長野貯金事務センター |